

令和5年度(2023年度)八王子市がん検診実施要綱

令和5年(2023年)4月1日施行

(目的)

第1条 この要綱は、がん予防対策の一環として、各種がん検診を実施することにより、がんの早期発見及び早期治療をうながすとともに、市民の健康保持増進を図ることを目的として実施する各種がん検診（以下「検診」という。）について必要な事項を定める。

(検診の種類)

第2条 検診の種類は、次の各号のとおりとし、検診内容は「別表1」のとおりとする。

- (1) 胃がん内視鏡検診
- (2) 肺がん検診
- (3) 大腸がん検診
- (4) 乳がん検診
- (5) 子宮頸がん検診

(対象者)

第3条 検診を受けることのできる者は、八王子市の住民基本台帳に記載されている者で、検診を受診する年度末時点において次の各号の年齢に達する者のほか、市長が特別な事情があると認めた者とする。ただし、勤務先、入所施設等で受診できる者は対象としない。

- (1) 胃がん内視鏡検診 50歳以上の者
- (2) 肺がん検診 40歳以上の者
- (3) 大腸がん検診 40歳以上の者
- (4) 乳がん検診 40歳以上の女性
- (5) 子宮頸がん検診 20歳以上の女性

(受診回数)

第4条 検診を受けることのできる回数は、前条各号に掲げる検診の種類ごとに年度内に1回とする。ただし、胃がん内視鏡検診、及び乳がん検診は2年に1回受診とする。

(実施方法及び実施時期)

第5条 検診は、各がん検診の実施に適切な医療機関等（以下「検診機関」という。）に委託して実施する。

2 実施方法は、個別検診とする。

3 実施時期は、令和5年(2023年)6月1日から令和6年(2024年)1月31日までとする。

(対象者への周知)

第6条 対象者への周知は、市広報及び検診ガイド、市ホームページ等により行い、必要に応じて個別に通知する。

(申込・受診方法)

第7条 第2条第1項のがん検診の申込方法は、検診予約期間内に受診希望者が医療機関へ直接予約を入れる。予約を受けた医療機関は、市がん検診コールセンターに連絡し、

受診者の資格確認及び受診許可番号などの取得を行う。受診者は受診当日に健康保険証などの身分を証明できるものを提示し、受診する。

(費用の負担)

第8条 検診を受診する者は、受診の際、検診機関に「別表1」に定める受診者負担金を支払わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は受診者負担金を無料とする。ただし、第3号に該当する者については申請を必要とする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯に属する者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受給している者

(3) 前年度市民税非課税世帯に属する者

(4) 前3号に規定するもののほか、市長が認めた者

3 前項の申請は、受診前に市へ文書又は電子申請により行う。申請を受けた市は、本人及び同一世帯員の同意のもと、無料事由該当の有無を確認し、その結果を文書で申請者に通知する。

(検診結果)

第9条 検診実施医療機関は、検診の結果について精密検査等の必要性の有無を付し、速やかに受診者に通知又は説明する。

(記録の整備等)

第10条 市は、検診の記録(氏名、年齢、住所、検査結果等)を整備、保存するとともに、検診の改善の資料とするため、精密検査の受診状況、結果について追跡調査を行う。

(補則)

第11条 検査検証事業等を実施する場合に際し必要な事項は、別に定める。

2 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年(2023年)4月1日から施行する。

別表 1

検診の種類、内容、受診者負担金

種類	検診内容	検診の方式	受診者負担金
胃がん内視鏡検診	問診、胃内視鏡検査	個別	2,800円
肺がん検診	問診、胸部エックス線検査 喀痰検査（医師が必要と認めた場合）	個別	1,000円
大腸がん検診	問診、免疫便潜血検査	個別	800円
	健康診査とのセット受診	個別	500円
乳がん検診	問診、視診、触診 乳房エックス線検査（マンモグラフィ）	個別	2,000円
子宮頸がん検診	問診、視診、頸部細胞診、内診	個別	1,000円